



平成18年5月19日

各 位

会社名 株式会社朝日工業社
代表者名 代表取締役社長 高須 康 有
(コード番号 1975 東証・大証第一部)
問合せ先 代表取締役専務取締役
総務本部長 服部 恭 輔
(TEL. 03 - 3432 - 5711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第77回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の営業実態に即し、事業内容の明確化を図るため、変更案第2条に記載のとおり事業目的を追加するものであります。
- (2) 株主総会の招集権者および議長を当社の現状に即して、変更案第18条に記載のとおり、代表取締役会長から代表取締役社長に変更するものであります。
- (3) 業務執行に関する責任を明確にし、業務の迅速化および効率化を図るため執行役員制度を導入するに伴い、変更案第23条に記載のとおり取締役の員数を削減するとともに、現行定款第23条における専務取締役および常務取締役に関する規定を削除するものであります。
- (4) 「会社法」(平成17年法律第86号)ならびに会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)および会社計算規則(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、変更が必須とされた事項に加えて、定款全般の見直しを行うものであります。

なお、主な変更の内容は以下のとおりであります。

単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第11条を新設するものであります。

株主総会開催の利便性等を考慮して、変更案第17条に記載のとおり株主総会の招集地の範囲を東京都各区内に拡大するものであります。

株主に対する株主総会参考書類等の提供をインターネットによる開示で実施することを可能とするため、変更案第19条を新設するものであります。

取締役会の機動的かつ効率的な運営を図るため、その決議を書面または電磁的方法により行うことを可能とするため、変更案第29条を新設するものであります。

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材の招聘を容易にするため、取締役および監査役の責任を一部免除することを可能とするよう、変更案第31条ならびに第39条を新設するものであります。なお、これらの規定の新設につきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

- (5) その他、字句の追加および削除ならびに条文の追加等に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙記載のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条(商号) 当社は株式会社朝日工業社と称し、英文ではASAHI KOGYOSHA CO., LTD.と表示する。</p> <p>第2条(目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1) 暖冷房、空気調和、給排水、衛生、消火、換気、工場配管、乾燥、除塵、製氷、冷凍、冷蔵装置、電気その他環境整備に関する工事の設計、監督ならびに施工。 (2) 建築および土木工事の設計、監督ならびに施工。 (新設) (3) 前各号に関連する機械器具の製造ならびに販売。 (4) 不動産の売買、賃貸借ならびにその仲介および管理。 (5) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務。 (6) 前各号に附帯関連する一切の事業。</p> <p>第3条(本店の所在地) 当社は本店を東京都港区におく。 (新設)</p> <p>第4条(公告の方法) 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条(発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は7,819万8千株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>第6条(自己株式の取得) 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。 (新設)</p> <p>第7条(1単元の株式の数) 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条(商号) 当社は、株式会社朝日工業社と称し、英文ではASAHI KOGYOSHA CO., LTD.と表示する。</p> <p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) <u>環境制御装置の設計、製造ならびに販売。</u> (4) (現行どおり) (5) (現行どおり) (6) (現行どおり) (7) (現行どおり)</p> <p>第3条(本店の所在地) 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第4条(機関) <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条(公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、7,819万8千株とする。</p> <p>第7条(自己の株式の取得) 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条(株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第9条(単元株式数) 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 8 条 (単元未満株券の不発行)</u> 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。) に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>第 9 条 (単元未満株式の買増し)</u> 当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u> <u>ただし、株主の請求があったとき、当社がその請求により譲渡すべき数の株式を有しない場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>第10条 (基準日)</u> <u>(1) 当社は、毎年 3 月31日の最終の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>(2) 前項の場合のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定する必要があるときは、取締役会の決議により基準日を定めることができる。</u> <u>この場合にはその基準日を 2 週間前に公告する。</u></p> <p><u>第11条 (名義書換代理人)</u> 当社は、株式につき名義書換代理人をおく。 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し公告する。名義書換代理人を選定した場合には、当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p><u>第10条 (単元未満株券の不発行)</u> 当社は、<u>第 8 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p><u>第11条 (単元未満株式の権利)</u> <u>当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>第12条 (単元未満株式の買増し)</u> 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>第13条 (株主名簿管理人)</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</u> <u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) 、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条（株式取扱規則） <u>当社の発行する株券の種類ならびに株式の取扱については取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>第14条（株式取扱規則） <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>第13条（招 集） <u>定時株主総会は毎決算日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</u></p>	<p>第15条（招 集） <u>当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p>
<p>（新 設）</p>	
<p>第14条（招集地） <u>株主総会は本店所在地に招集する。</u></p>	<p>第16条（定時株主総会の基準日） <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>第15条（招集権者） <u>株主総会は法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議に基づき代表取締役会長がこれを招集する。</u> <u>ただし、代表取締役会長が空席の場合、または事故ある場合は取締役会において予め定めた順序により他の代表取締役がこれを招集する。</u></p>	<p>第17条（招集地） <u>当社の株主総会は、東京都各区内で招集する。</u></p>
<p>第16条（議 長） <u>(1) 株主総会の議長は代表取締役会長がこれに当り、代表取締役会長が空席の場合、または事故ある場合は取締役会において予め定めた順序により他の代表取締役がこれに当る。</u> <u>(2) 同順位にある者が2名以上あるときはその互選による。</u></p>	<p>第18条（招集権者および議長） <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> <u>ただし、代表取締役社長に事故がある場合は、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>（新 設）</p>	<p>（削 除）</p>
<p>第17条（決議方法） (1) 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u> (2) 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>	<p>第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第20条（決議方法） (1) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 (2) 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>第20条（決議方法） (1) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 (2) 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条（議決権の代理行使） 株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 この場合株主または代理人は、代理権を証する書面を<u>毎総会開会前に</u>当会社に提出しなければならない。</p> <p>第19条（議事録） 株主総会の議事については議事録を作り、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長および出席取締役が記名捺印または電子署名して、これを10年間本店に、その謄本を5年間支店に備えおく。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条（定員） 当社の取締役は23名以内とする。</p> <p>第21条（選任） (1) 取締役は株主総会において選任する。 (2) 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 ただし、取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>第22条（任期） 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第23条（役付取締役および代表取締役） (1) 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。 (2) 当社を代表する取締役は取締役会長、取締役社長を含む若干名とし、取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統轄する。</p> <p>第24条（報酬） 取締役の報酬は株主総会の決議により定める。</p>	<p>第21条（議決権の代理行使） 株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第22条（議事録） 株主総会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>を記載または記録し、議長および出席取締役が記名捺印または電子署名する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第23条（員数） 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>第24条（選任） (1) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 (2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ただし、取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第25条（任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第26条（役付取締役および代表取締役） (1) 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長若干名を定めることができる。 (2) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>第27条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第25条</u>（取締役会の招集手続）</p> <p>(1) 取締役会を招集するには、会日より3日前までに各取締役および各監査役に対して通知を発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>（新 設）</p>	<p><u>第28条</u>（取締役会の招集手続）</p> <p>(1) 取締役会を招集するには、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対してその通知を発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p><u>第29条</u>（取締役会の決議の省略）</p> <p><u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p><u>第26条</u>（取締役会規則）</p> <p>取締役会に関する事項については、法令または本定款で定めるもののほか取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>（新 設）</p>	<p><u>第30条</u>（取締役会規則）</p> <p>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p><u>第31条</u>（取締役の責任免除）</p> <p>(1) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(2) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>第27条</u>（定 員）</p> <p>当社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>第32条</u>（員 数）</p> <p>当社の監査役は、<u>5名以内とする。</u></p>
<p><u>第28条</u>（選 任）</p> <p>(1) 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>(2) 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p><u>第33条</u>（選 任）</p> <p>(1) 監査役は、<u>株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p>(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p><u>第29条</u>（任 期）</p> <p>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ただし、補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p>	<p><u>第34条</u>（任 期）</p> <p>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ただし、<u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第30条（常勤監査役および常任監査役） (1) 監査役は互選により常勤監査役若干名を定める。 (2) 当社は、監査役の互選をもって常任監査役を定めることができる。</p>	<p>第35条（常勤監査役および常任監査役） (1) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (2) (現行どおり)</p>
<p>第31条（報酬） 監査役の報酬は株主総会の決議により定める。</p>	<p>第36条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第32条（監査役会の招集手続） (1) 監査役会を招集するには、会日より3日前までに各監査役に対して通知を発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) 監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>第37条（監査役会の招集手続） (1) 監査役会を招集するには、会日の3日前までに、各監査役に対してその通知を発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) 監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく監査役会を開催することができる。</p>
<p>第33条（監査役会規則） 監査役会に関する事項については、法令または本定款で定めるもののほか監査役会で定める監査役会規則による。</p>	<p>第38条（監査役会規則） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>
<p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第34条（営業年度および決算日） 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度の末日を決算日とする。</p> <p>第35条（利益配当金） 利益配当金は毎年決算日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>第36条（利益配当金の除斥期間） (1) 利益配当金の除斥期間は支払開始の日から満3年とする。それ以後は支払の義務を免れる。 (2) 未払配当金については利息をつけない。</p>	<p>第39条（監査役の実任免除） (1) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第40条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>第41条（剰余金の配当） 当社は、期末配当の基準日を毎年3月31日とし、株主総会の決議によって基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に期末配当金を支払う。</p> <p>第42条（配当金の除斥期間） (1) 期末配当金の除斥期間は、支払開始の日から満3年とする。それ以後は支払の義務を免れる。 (2) 未払配当金には利息をつけない。</p>